

「アジアNo.1 航空宇宙産業クラスター形成特区」に係る今後の予定

〔指定後の主なプロセス（対国関係）〕

「国と地方の協議会」への対応

- 総合特区ごとに、地域からの規制・制度改革等の提案を踏まえ、関係省庁とともに、対応を協議する「国と地方の協議会」が設置（事務局：内閣官房地域活性化統合事務局）。
- 協議会では、指定申請と併せてなされた規制の特例措置等の実現に向けた協議や総合特区の取組の評価結果、規制の特例措置等の評価結果の調査審議を実施。
- 地域側の協議会の構成員として、指定地方公共団体の長などが想定されており、今後、協議会への参画への在り方について検討を進める。
- 協議会において、地域の実情と規制・制度改革や支援措置の必要性について、強く訴えていく。

「総合特区計画」の認定申請

- 総合特区に係る「国と地方の協議会」を通じて協議が調った規制の特例措置等について、実施に必要な要件や調整手続き、支援措置等を活用する事業等を記載した「総合特区計画」の案を作成し、国の認定を受ける（来年3月を目途）。
（認定後、規制の特例措置等を活用した事業の実施が可能となる。）

〔制度の有効活用に向けた取組〕

地域協議会への金融機関の参画 ～総合特区利子補給金制度の活用～

- 金融上の支援措置として設けられている「総合特区支援利子補給金制度」を活用する場合には、事業に対して必要な資金の貸付けを行う金融機関が地域協議会の構成員であることが必要。
- 今後、本協議会の構成員（特に企業）の意向も踏まえながら、金融機関の当協議会への参画について検討していく。

＜総合特区支援利子補給金制度＞

- ・産業の国際競争力の強化に資する事業に必要な資金の金融機関からの借入れに対して、当該金融機関が地域協議会の構成員であって、当該事業について認定を受けた総合特区計画に定められている場合、国が当該金融機関を指定したうえで、予算の範囲内で利子補給金を支給することにより、事業の円滑な実施を支援。
- ・利子補給金の支給期間：金融機関が総合特区に関する計画に基づく事業の実施者へ最初に貸付けした日から起算して5年間
- ・利子補給率：0.7%以内

〔総合特区の取組の実効性を確保するための取組〕

総合特区の評価

- 評価は、指定地方公共団体及び事業実施主体が自ら行い、指定地方公共団体が評価結果を評価書として取りまとめることが基本。
- 評価書の取りまとめに際しては、地域協議会を活用して行う。
- 最初の計画認定から1年を経過した時点の年度末までに実施（以降、原則、毎年実施）。
- 国と地方の協議会における審議、評価・調査検討会における調査・検討を経て、総合特区推進WGに報告、速やかに公表（国）。

総合特別区域基本方針（抜粋）（下線は、当地域協議会の事務局による）

●「国と地方の協議会」への対応関係

第二 総合特別区域における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化の推進のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

4 国と地方の協議会に関する基本的な事項

① 国と地方の協議会の目的

総合特区における取組については、政策課題と解決の方向性を国と地域で共有し、協働プロジェクトとして実施することとしている。このため、総合特区制度では、総合特区ごとに、関係府省及び指定地方公共団体に加え、必要に応じ、当該総合特区における事業の実施主体等を構成員とする国と地方の協議会を組織することとしている。

国と地方の協議会は、総合特区の指定後、総合特区推進方針に基づき、協議会で協議をするべき事項及び構成員を定めた上で、速やかに組織するものとする。なお、協議会の庶務については、法第11条第9項又は法第34条第9項に基づき、内閣府において処理する。

国と地方の協議会は、法第11条第1項又は法第34条第1項に基づき、総合特区において実施される事業に必要な新たな規制の特例措置等の整備その他の施策の推進に関し必要な協議を行う。具体的には、当該総合特区の指定地方公共団体から提案された規制の特例措置等の整備に関する協議を行うほか、第2の5に示す総合特区及び規制の特例措置等の評価結果の審議を行う。

国と地方の協議会においては、関係府省、地方公共団体と地域の実施主体等が政策課題と解決の方向性を共有し、自らの権限や利益のみに拘泥することなく、地域の立場に立って、政策課題の解決に向けた措置を真摯に検討することが必要である。

また、構成員である関係府省は、新たな規制の特例措置等に関する提案の実現に向けた誠実な協議を行い、規制の特例措置等の一層の充実・強化を図らなければならない。

特に規制の特例措置に係る提案については、地域の提案に対して、関係省庁は、代替措置の提案も含め、前向きな議論を実施するものとし、仮に当該提案の実現が困難である場合には、明確な根拠を示すことにより、説明責任を果たすものとする。

一方、地方公共団体や地域の実施主体等は、国と地方の協議会が、単に当該総合特区に係る取組又は事業への国の支援の要望を行う場ではなく、政策課題の解決に向けた規制の特例措置等について協議する場であることを念頭に、協議に参画することが必要である。

これらを通じて、総合特区における地域の取組を突破口として、関係府省が所管する行政分野の施策が今後の経済・社会の変化に対応した産業の国際競争力強化又は地域活性化の推進に向け進化・充実していくことが期待される。

② 国と地方の協議会の協議の進め方

国と地方の協議会の運営に当たっては、効率的かつ効果的な運営を図るものとし、協議事項ごとに分割した会議の開催による個々の会議の出席者及び人数の合理化や、複数の総合特区に係る類似の議題を扱う会議の合同開催等による開催の効率化等の工夫を適宜行うほか、ICT等も活用した迅速な意思決定体制を整えることが望ましい。

国と地方の協議会の構成員は、速やかに協議が調うよう努めるものとする。また、協議の結果については文書として取りまとめることとし、構成員は、法第11条第8項又は法第34条第8項に基づき、これを尊重しなければならない。

また、国と地方の協議会に関する地域における対応の準備等については、地域の要望に応じ、内閣府及び地域ブロックごとに設けられた地方連絡室等が支援を行うものとする。

③ 国と地方の協議会の構成員

国と地方の協議会は、法第11条第1項又は法第34条第1項に基づき、以下により構成される。

ア) 内閣総理大臣

イ) 内閣総理大臣の指定する国務大臣

ウ) 指定地方公共団体の長

これらに加え、それぞれ同条第4項に基づき、以下の構成員を加えることができる。

エ) 指定地方公共団体以外の地方公共団体の長

オ) その他の執行機関

カ) 地域協議会を代表する者

キ) 法第8条第3項に基づく特定国際戦略事業又は法第31条第3項に基づく特定地域活性化事業（以下「特定総合特区事業」という。）を実施し、又は実施すると見込まれる者

ク) その他事業の実施に関し密接な関係を有する者

なお、イ)の国務大臣を指定するに当たっては、当該国と地方の協議会の協議する事項に関連する単独又は複数的大臣を指定するものとする。

また、協議を進める中で、当初想定していた以外の大臣を構成員とすることが望ましいことが明らかとなった場合には、速やかに当該大臣を追加指定するものとする。

④ 国と地方の協議会の協議を行うための会議

国と地方の協議会は、法第11条第5項又は法第34条第5項に基づき、協議を行うための会議（以下「会議」という。）を開催するものとする。

会議は、第2の4③に記載する国と地方の協議会の構成員又は以下の者により構成する。エ)～ク)については、対応する者が当該国と地方の協議会の構成員となっている場合に限る。)

- ア) 内閣総理大臣の指名する者
- イ) 内閣総理大臣の指定する国務大臣の指名する者
- ウ) 指定地方公共団体の長の指名する者
- エ) 指定地方公共団体以外の地方公共団体の長の指名する者
- オ) その他の執行機関の指名する者
- カ) 地域協議会を代表する者の指名する者
- キ) 特定総合特区事業を実施し、又は実施すると見込まれる者の指名する者
- ク) その他事業の実施に関し密接な関係を有する者の指名する者

●「総合特区計画」の認定申請関係

第四 国際戦略総合特別区域計画の認定及び地域活性化総合特別区域計画の認定に関する基本的な事項

1 総合特区計画の認定に関する基本方針

① 総合特区計画に関する基本的事項

総合特区計画は、総合特区において、規制の特例措置等のうち、

- i) 法第2条第4項の規制の特例措置
- ii) 法第26条及び法第27条又は法第55条に基づく課税の特例
- iii) 法第28条又は法第56条に基づく利子補給金(以下「総合特区支援利子補給金」という。)の支給
- iv) 法第29条又は法第57条に基づく財産の処分の制限に係る承認の手続の特例
- v) 法第30条又は法第58条に基づく独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う業務
- vi) 第五の4に基づく総合特区計画に基づき実施される財政上の支援措置(総合特区推進調整費を含む。)

を実際に適用するために必要な事項を示すものである。当該総合特区に係る国と地方の協議会を通じて協議が調ったこれらの措置について、協議を通じて合意した、実施に必要な要件や利害関係者との調整手続等について、国と地域で互いに確認し、規制の特例措置等に係る責任の所在と役割分担を明確にするものである。

② 認定申請の主体及び手続

総合特区計画の認定申請は、法第12条第1項又は法第35条第1項に基づき、当該総合特区計画に基づく事業を実施する場所をその区域に含む指定地方公共団体が行う。

認定申請に当たっては、法第12条第1項及び第8項又は法第35条第1項及び第8項、並びに施行規則第11条又は第29条に基づく認定申請書として、第四の1③に示す総合特区計画の案を作成し、以下の資料を添付して行うものとする。

- ア) 法第3章第4節又は法第4章第4節の規定による特別の措置の適用を受ける主体の特定
の状況を明らかにすることができる書類
- イ) 法第12条第4項又は法第35条第4項に基づき聴取した関係地方公共団体及び実施主体
の意見の概要
- ウ) 法第12条第5項又は法第35条第5項に基づく提案を踏まえた認定申請である場合は、
当該提案の概要
- エ) 法第12条第7項又は法第35条第7項に基づき行った地域協議会における協議の概要
第五の4に基づく財政上の支援措置(総合特区推進調整費を含む。)を活用しようとする場
合には、これらに加え、国と地方の協議会における協議結果を踏まえた総合特区計画に記載し
た事業ごとの支援措置の要望の一覧を添付するものとする。

なお、認定申請書及び添付資料に係る詳細な記載方法の手引については、総合特区計画の詳細な記載方法に関することも含め、本部のホームページ上において公開する。

③ 総合特区計画の記載事項

法第12条又は法第35条に基づき、総合特区計画には、以下の事項を記載するものとする。

- ア) 総合特区の名称
 - イ) 特定総合特区事業の実施が当該総合特区に及ぼす経済社会的効果
 - ウ) 特定総合特区事業の名称
 - エ) その他総合特区における産業の国際競争力の強化若しくは地域の活性化の推進に必要な
事項
- 別紙 総合特区において実施し、又はその実施を促進しようとする特定総合特区事業の内
容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの特別の措置の内容

なお、ア)、イ)及びエ)については、記載することが望ましい事項である。

特定総合特区事業に適用する規制の特例措置等の認定の要件として定められた事項がある場合は、該当する内容を別紙に記載するものとする。

なお、総合特区推進方針に基づき、又は、国と地方の協議会における協議を通じ、個別の規制の特例措置等の適用を想定する区域を設定することとなっている場合には、該当する規制の特例措置等に関し、当該措置の適用を想定している区域に限定して適用する旨を別紙に明記することとする。

イ)については、総合特区の評価を行う際の基準とすることも勘案し、特定総合特区事業が当該総合特区に及ぼす経済的社会的効果について、数値化や効果発現時期も含め、できる限り具体的に記載することが望ましい。

また、総合特区の目標達成のために必要な事業であって、特定総合特区事業以外のもの(以

下「一般総合特区事業」という。)についても、必要に応じ、エ)に記載することが望ましい。

なお、第五の4に基づく財政上の支援措置(総合特区推進調整費を含む。)を活用しようとする場合には、当該事業についてウ)又はエ)に記載することが必要である。関係府省は、当該事業に対して予算の範囲内で支援に努めることとする。ただし、認定を受けた総合特区計画(以下「認定総合特区計画」という。)に事業が記載されることにより、当該事業に対する財政上の支援措置の活用が担保されるものではない。

(以下、略)

●協議会への金融機関の参画関係

第五 総合特別区域における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化の推進に関し政府が講ずべき措置についての計画

5 総合特区における金融上の支援措置

① 総合特区支援利子補給金の概要

i) 総合特区支援利子補給金の概要

法第28条第1項又は法第56条第1項により、政府は、認定国際戦略総合特別区域計画に記載された事業(施行規則第3条に定める事業に限る。)又は認定地域活性化総合特別区域計画に記載された事業(施行規則第6条に定める事業に限る。)を実施するのに必要な資金の貸付けを行う金融機関であって、内閣総理大臣が指定するもの(以下「指定金融機関」という。)と総合特区支援利子補給金を支給する旨の契約を結ぶことができることとし、予算の範囲内で、総合特区支援利子補給金を支給することとする。

総合特区支援利子補給金の支給を受ける指定金融機関は、利子を軽減した貸付けを行うものとする。

指定金融機関の指定は、地域協議会の構成員である施行規則第4条又は施行規則第7条に定める金融機関であり、それぞれ施行規則第21条又は施行規則第37条に定める要件に適合するものを指定するものとする。

総合特区支援利子補給金の支給期間は、認定国際戦略総合特別区域計画又は認定地域活性化総合特別区域計画に記載された事業に対して、指定金融機関が資金の貸付けを最初に行った日から起算して5年間とする。

なお、指定金融機関による当該必要な資金の貸付けに係る審査については、各指定金融機関の審査の基準に基づくものであり、当該指定金融機関が構成員となっている地域協議会による影響を受けるものではない。

(以下、略)

●総合特区の評価関係

第二 総合特別区域における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化の推進のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

5 総合特区の評価に関する基本的な事項

① 評価の対象

総合特区については、総合特区計画の認定後、一定期間ごとにその評価を行うものとする。
その際、当該総合特区に係る提案に基づき実現した規制の特例措置等についても、併せて評価を行うものとする。

② 評価の時期

原則として、当該総合特区に係る最初の総合特区計画が認定されてから1年を経過した時点の年度末までに最初の評価を行い、以降、原則として1年ごとに評価を行うこととする。ただし、当該総合特区に係る国と地方の協議会において別の定めがなされた場合はこの限りではない。

③ 評価の方法

総合特区の評価は、当該総合特区に係る指定地方公共団体及び当該総合特区計画に基づく事業を実施する者(以下「総合特区実施主体」という。)が自ら行い、指定地方公共団体が評価結果を評価書として取りまとめることを基本とする。評価書の取りまとめに際しては、地域協議会を活用して行う。

また、当該総合特区に係る国と地方の協議会における協議を通じて実現した規制の特例措置等に関する評価については、当該規制の特例措置等を活用した事業に関する評価書が取りまとめられた場合、当該評価書等を踏まえ、当該規制の特例措置等を所管する省庁が行うことを基本とする。ただし、複数の省庁にまたがる規制の特例措置等の評価については、内閣府が関係府省と協力してこれを行う。

これらの評価結果については、原則として、国と地方の協議会における審議を経て、評価・調査検討会において調査・検討を行った後に、推進WGに報告し、速やかに公表するものとする。

④ 評価結果の反映

これらの評価結果については、関係府省の施策に適切に反映するほか、関係する総合特区において実施する事業に適切に反映する。

この際、総合特区の評価結果を踏まえ、指定区域の全部又は一部が第三の2に示す指定基準に適合しなくなると認めるときは、国と地方の協議会等を通じ、指定地方公共団体その他の

総合特区実施主体等の意見を聴取し、推進WGの議を経て、法第8条第10項又は法第31条第10項に基づき、本部の意見を聴取した上で内閣総理大臣が総合特区の指定を解除し、又はその区域を変更することができるものとする。

また、規制の特例措置については、規制の特例措置等の評価結果を踏まえ、内閣官房及び関係府省において、適切な対応を行うものとする。

また、税制上の支援措置については年度ごとの税制改正を、財政上・金融上の支援措置については、年度ごとの予算編成をそれぞれ経て、政策に反映されることに留意した対応を行う。